

令和3年度立入検査要綱等の改正

1 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

【要綱の改正を要する主な要素】

● 放射線診療従事者等の被ばく防止（施行規則第30条の18第2項第1号）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第81号）が令和2年4月1日に公布され、このうち、放射線診療従事者等の被ばく防止に関する規定については令和3年4月1日に施行されることになったことによる改正。

（改正内容）

- 放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知
 - ・現在実施している外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の18第1項に規定する放射線診療従事者等に対して適切に実施しているか確認
 - ・外部被ばくによる線量の測定について、医療法施行規則第30条の18第2項第2号に基づき、放射線測定器を適切な位置に装着して実施しているか確認

2 令和3年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（医政局長通知）

（改正内容）

- 定期的に実施することが求められる業務等の取扱いについて
 - ・新型コロナウイルス感染症の状況下において感染予防の観点から、オンライン等も検討し柔軟に対応されているか、また、新型コロナウイルス感染症の影響により支障が生じている場合には、延期又は休止等の措置をして差し支えないが、支障がなくなり次第、速やかに当該措置を見直すといった対応がとられているかを確認
- 医療事故調査制度に関する管理者向け研修への推進について（協力依頼）
 - ・医療機関の管理者は、医療事故調査・支援センターが開催する研修および医療法第6条の11第2項に規定する医療事故調査等支援団体が開催する研修を受講しているか確認
- 新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受け入れについて
 - ・新型コロナウイルス感染症患者や疑似症患者を受け入れる医療機関や感染症患者でない患者等を受け入れる医療機関において、緊急時の対応として、病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病院以外の場所で入院させる場合は、医療法施行規則10条ただし書きの臨時応急の場合に該当しているか確認